

市民の権利と義務

市民には、市政を自らの手で進めていくうえでの基本的な権利と義務があります。

まず、市の公共財産をみんなで使用し、市の公共サービスを受ける権利があると同時に、市の条例を守ったり市税を納めるなどの義務があります。

また、市民には市政に参加する権利（参政権）があります。参政権としては、選挙に参加する権利のほか、直接請求権として、市の条例の制定・改正などや市の仕事の監査を請求する権利などがあります。さらに市長・市会議員などの解職や市会の解散を求めることもできます。

傍聴

傍聴の方法

本会議は公開されており、誰でも傍聴することができます。

傍聴を希望される方は、本会議当日に市会議事堂3階の傍聴受付で傍聴券の交付を受けてください。受付は開会30分前から開始し、傍聴券の交付は先着順となります。（本会議場傍聴席数：216席（うち車いす席8席））

※お子様連れ等で本会議傍聴を希望さ

れる方は、「親子傍聴室」（2部屋）の利用ができます。受付の際にご利用をお申し出ください。

委員会も傍聴することができます。傍聴手続きは本会議の傍聴と同様ですが、傍聴受付開始前に傍聴希望者が定員を超えた場合には抽選となります。定員は、各委員会室及び運営委員会室が20席、大会議室が40席（ただし、部屋を仕切って使用する場合は、30席）となります。

※各会議の傍聴の際には、受付時に配布する注意事項をご確認のうえ傍聴をお願いします。

なお、本会議や委員会については市会議事堂内のモニターテレビで中継を視聴できます。特に手続きは必要ありませんので、当日市会議事堂までお越しください。

●問合せ先 議会局秘書広報課 ☎(671)3040



請願と陳情

請願と陳情の審査

市政などについての意見や要望があるときは、どなたでも請願書や陳情書を市会議長あてに提出することができます。

請願書を提出するときは、市会議員の紹介を必要としますが、陳情書の場合は、その必要はありません。

請願の場合は、常任委員会などで審査した上で、本会議で「採択」か「不採択」かを決定し、その結果を請願者へ通知します。

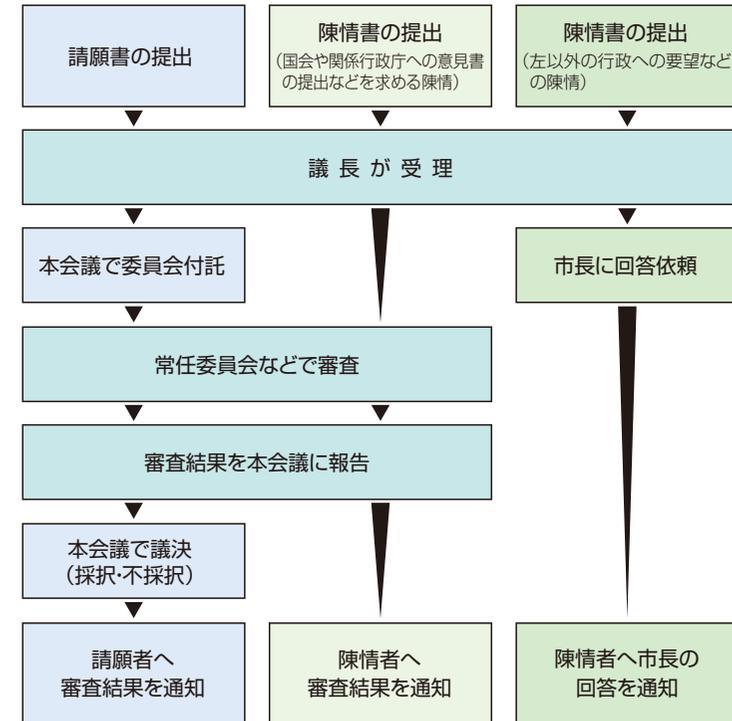
陳情の場合は、議会が関係行政庁に意見書を提出することを要望するものなど、議会の機関意思の決定に関する陳情については、常任委員会などに付託し、その審査結果を本会議に報告した後、陳情者に通知します。

それ以外の行政への要望に関する陳情書については、議長が市長の回答を求め、その旨を陳情者に通知します。

※陳情の内容によっては、委員会での審査や市長等からの回答を求めない取扱いとすることがありますので、ご注意ください。

- 7 請願書の場合は、紹介議員（1人以上）の署名又は記名押印が必要です。（陳情書の場合は不要）
- 8 建築物、土地等に関するものは、必要に応じ、案内図や略図を添付してください。
- 9 請願の場合、郵送（受付締切日必着）、又は持参（開庁時間のみ）により提出してください。陳情の場合、電子申請システムでも提出できます。なお、FAXやEメールでは提出できません。
- 10 請願・陳情の受付締切日は定例会の当初議案を上程する本会議の日を基準とし、郵送は4開庁日前まで、持参及び電子申請システム（陳情のみ）による場合は3開庁日前の正午までです。受付時期を過ぎて提出されたものは、次回定例会で取り扱われます。

●問合せ先 議会局議事課 ☎(671)3045



請願書・陳情書の提出方法

左の例を参考にして、議会局へ提出してください。

- 1 日本語を用いた文書で提出してください。なお、点字で提出する場合は、なるべく訳文を添付してください。
- 2 「請願書（陳情書）」と明記し、提出年月日を記載の上、あて先を議長としてください。
- 3 請願者（陳情者）の住所を記載し、署名又は記名押印してください。（法人の場合には、所在地、名称を記載し、代表者が署名又は記名押印してください。）連絡先の電話番号は、提出時に口頭でお知らせください。
- 4 請願者（陳情者）が複数の場合は、代表者（1人または1団体）を定めてください。
- 5 署名簿を提出される場合、署名者の方も住所の記載と、署名又は記名押印が必要となります。
- 6 請願（陳情）の内容がいくつかに分かれる場合には、その内容ごとに請願書（陳情書）を分けて提出してください。請願（陳情）の項目は簡潔に箇条書きにしてください。



*なるべくA4判にしてください。
(なお、市会ホームページから書式をダウンロードすることができます。)

議会議報の概要について

●ヨコハマ議会だより

定例会の概要や一般質問の質問・答弁の要旨、議案に対する賛否一覧などを中心に編集し、定例会ごとに年4回発行しています。

また、点字版・CD版・デジ版も作製し、図書館などで閲覧・視聴できるほか、希望される方にお届けしています。



●横浜市会ポスター

定例会の開催を周知し、傍聴やインターネット中継の利用を促進するため、定例会ごとにポスターを制作し、市内公共施設、市内駅構内、市営交通機関、市立学校などに掲出、また、デジタルサイネージでの放映も実施しています。



●横浜市会ホームページ

市会ホームページでは、市会の仕組み、会議日程、議員名簿、議案一覧、委員会の活動概要、会議録、市会の広報など、様々な市会情報を掲載しています。



●インターネット中継

本会議、予算・決算特別委員会、全員協議会、常任・運営・特別委員会、特別委員会が設置する理事会、市会歓迎行事等について、インターネットでの生中継と録画配信を実施しており、パソコン等から視聴できます。また、市会議事堂や各区役所のモニターテレビ等では、本会議、予算・決算特別委員会、全員協議会等の生中継を実施しています。



●市会PRコーナー

市民に市会をより身近に感じていただけるよう、議会活動や姉妹都市等からの記念品を紹介するPRコーナーを、議事堂3階及び7階に設置しています。

●テレビ放送

市会広報番組として、各定例会の概要番組「市会ダイジェスト」(年4回)や、「横浜市会新春語り初め」を制作し、tvkで放送しています。

これらの番組は、市内に放送網を持つケーブルテレビ(7局)で放送するとともに、市会ホームページに掲載しています。

各動画はこちら



●動画

「予算案の“ここ”に注目!～予算市会の焦点～」

市会で「予算」という市民の暮らしに直結することが話し合われていることを広く知っていただくため、新年度予算案に対する考え方などを議員がお伝えする動画を制作し、市会ホームページに掲載しています。



●横浜市会広報動画「みんなの横浜市会」

◆議事堂の紹介動画(2種類)

議会広報会議委員及び議長・副議長が議事堂内の見どころを紹介する動画です。

◆子ども向け学習動画の紹介動画(1種類)

議長、副議長及び議会広報会議委員が、クイズを出題しながら子ども向け学習動画を紹介する動画です。

●横浜市会X(旧Twitter)・Facebook

【X(旧Twitter)】

市会日程やインターネット中継など、市会ホームページの掲載情報及び横浜市会からのお知らせを発信しています。

【Facebook】

定例会・委員会情報や正副議長の動向など、市会に関する幅広い情報を発信しています。



●その他の広報物等

市会のことを総合的に知ることができるパンフレット「市会のしおり」及び市会議事堂を写真で紹介する「市会リーフレット」を発行しています。

